

## ○熊本県医師修学資金貸与条例

(平成 20 年 7 月 4 日条例第 45 号)

改正 平成 25 年 3 月 28 日条例第 19 号平成 25 年 12 月 26 日条例第 65 号

平成 28 年 3 月 7 日条例第 16 号 平成 29 年 7 月 6 日条例第 35 号

熊本県医師修学資金貸与条例をここに公布する。

### 熊本県医師修学資金貸与条例

(目的)

第 1 条 この条例は、県内の医師が不足する地域の病院又は診療所(以下「病院等」という。)における医師の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸与することによって、地域において必要な医師を確保することを目的とする。

(貸与を受ける者の選定)

第 2 条 知事は、次に掲げる要件の全てに該当する者の中から、修学資金の貸与を受ける者を選定する。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学(以下「大学」という。)の医学を履修する課程に在学する者
- (2) 知事が指定する病院等(以下「指定病院等」という。)における医師の業務に従事しようとする者

(修学資金の種類等)

第 3 条 修学資金の種類並びに貸与の額及び期間は、規則で定める。

(貸与方法)

第 4 条 修学資金は、知事と第 2 条の規定により選定された者との契約により貸与するものとする。

2 前項の規定により修学資金を貸与する旨の契約(以下「貸与契約」という。)を締結するときは、予算の範囲内でこれを行うものとする。

(保証人)

第 5 条 第 2 条の規定により選定された者で貸与契約を締結しようとするものは、保証人 2 人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除及び貸与の停止)

第 6 条 知事は、貸与契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

- (4) 死亡したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、貸与契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(返還債務の当然免除)

第7条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の全部を免除するものとする。

- (1) 医師の免許取得後直ちに臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修のうち、知事が指定する病院が行う臨床研修に限る。以下同じ。)に継続して従事しその修了後直ちに指定病院等における医師の業務(以下「指定病院等医師業務」という。)に継続して従事する場合において、当該臨床研修及び当該指定病院等医師業務への従事期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(大学に編入学若しくは転入学した後に被貸与者となった者又は大学に入学(編入学及び転入学を除く。)後1年を経過した後に被貸与者となった者にあつては、修学資金の貸与を受けた期間に3年を加えた期間)に達したとき。
  - (2) 臨床研修若しくは後期研修(臨床研修を修了した者が受ける医師の専門性に関する研修をいう。以下同じ。)又は指定病院等医師業務(以下この号において「研修等」という。)に継続して従事している期間中、当該研修等に起因して死亡し、又は当該研修等に起因する傷病のため当該研修等に従事することができなくなったとき。
- 2 被貸与者が県内の病院等で後期研修に従事した場合における前項第1号及び次条の規定の適用については、当該被貸与者は、当該後期研修に従事した期間中、指定病院等医師業務に継続して従事したものとみなす。ただし、当該期間が通算して1年を超える場合は、その超える期間は、前項第1号に規定する指定病院等医師業務への従事期間には算入しないものとする。
- 3 被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合における第1項第1号及び次条の規定の適用については、当該被貸与者は、その従事できなかった期間中、当該臨床研修又は当該指定病院等医師業務に継続して従事したものとみなす。ただし、当該期間は、第1項第1号に規定する臨床研修及び指定病院等医師業務への従事期間には算入しないものとする。
- (1) 医学を履修する課程を有する大学院(学校教育法第97条に規定する大学院をいう。)への進学、傷病、災害その他やむを得ない事由により臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかったとき。

(2) 県外の病院等で後期研修に従事することにより指定病院等医師業務に従事できなかったとき。

(返還)

第8条 被貸与者は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の額に利息を加えた額を当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月1日から起算して30日以内一括して返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した後死亡したとき。
- (3) 大学を卒業した後2年以内に医師の免許を取得できなかったとき。
- (4) 医師の免許取得後直ちに臨床研修に従事しなかったとき。
- (5) 医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事した場合において、その修了前に当該臨床研修に従事しなくなったとき。
- (6) 医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事した場合において、その修了後直ちに指定病院等医師業務に従事しなかったとき。
- (7) 医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事しその修了後直ちに指定病院等医師業務に継続して従事した場合において、当該指定病院等医師業務に従事しなくなったとき。

2 前項の利息の額は、被貸与者が修学資金の貸与を受けた日の属する月から大学を卒業する日(第6条第1項の規定により貸与契約が解除された場合は、契約解除の日)の属する月までの月数に応じ、貸与を受けた修学資金の額につき年10パーセントの割合で計算した額とする。

(返還債務の履行当然猶予)

第9条 知事は、被貸与者が第6条第1項第3号に該当するに至ったことにより貸与契約を解除された後も引き続き大学に在学しているときは、その在学している期間は、返還債務の全部の履行を猶予する。

(返還債務の履行裁量猶予)

第10条 知事は、被貸与者が傷病、災害その他やむを得ない事由により返還債務を履行することが困難であると認められるときは、当該事由が継続する期間は、返還債務の全部又は一部の履行を猶予することができる。

(返還債務の裁量免除)

第11条 第7条に規定する場合を除き、知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返済債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡又は傷病その他やむを得ない事由により、貸与を受けた修学資金を返還することが特に困難であると認める場合

(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成 11 年法律第 158 号。以下「特定調停法」という。)第 2 条第 3 項に規定する特定調停(災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 2 条の災害の影響を受けた者が申し立てた場合に限る。)において、特定調停法第 16 条又は第 17 条第 6 項の規定により当事者間の合意が成立したものとみなされた場合  
(遅延利息)

第 12 条 知事は、被貸与者が正当な理由がなく貸与を受けた修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収するものとする。

(雑則)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間、第 12 条に規定する遅延利息の年 14.6 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合が年 14.6 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該加算した割合とする。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日条例第 19 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 26 日条例第 65 号)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する遅延利息について適用し、同日前の期間に対応する遅延利息については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 7 日条例第 16 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に指定病院等医師業務に従事した被貸与者について適用する。

附 則(平成 29 年 7 月 6 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。